

事業報告書

令和5年度
(第10期事業年度)

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

地方独立行政法人大阪市民病院機構

目 次

1	理事長によるメッセージ	1
2	目的及び業務内容	2
3	法人の位置づけ及び役割	2
4	中期目標の概要	2
	(1) 概要	
	(2) 一定の事業等のまとめりごとの目標	
5	理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略	3
6	中期計画及び年度計画の概要	4
7	持続的に適正なサービスを提供するための源泉	12
	(1) ガバナンスの状況	
	(2) 役員等の状況	
	(3) 職員の状況	
	(4) 重要な施設等の整備等の状況	
	(5) 純資産の状況	
	(6) 財源の状況	
	(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
8	業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策	14
	(1) リスク管理の状況	
	(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9	業務の適正な評価に資する情報	14
	(1) 診療事業	
	(2) 臨床研究事業	
	(3) 教育研修事業	
10	業務の成果及び当該業務に要した資源	16
	(1) 令和5年度の業務実績とその自己評価	
	(2) 当中期目標期間における過年度の総合評定の状況	
11	予算及び決算の概要	17
12	財務諸表の要約	18
13	財政状態及び運営状況の理事長による説明	20
14	内部統制の運用状況	22
15	法人に関する基礎的な情報	23
	(1) 沿革	
	(2) 設立根拠法	
	(3) 組織図	
	(4) 所在地	
	(5) 主要な財務データの経年比較	
	(6) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画	
16	参考情報	28
17	その他	30

1 理事長によるメッセージ

地方独立行政法人大阪市民病院機構は、地方独立行政法人法に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに医療に従事する者の育成等の業務を行うとともに、地域の医療機関との役割分担と連携のもと、大阪市の医療施策として求められる救急医療及び高度医療等を提供し、医療水準の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的に運営しております。令和5年度で第2期中期計画期間が終了し、令和6年度からは第3期となります。引き続き中期計画に掲げた目標を達成すべく全力で取り組んでまいりたいと考えています。

大阪市の市民病院は、大阪市政発足2年前の明治20年（1887年）に、桃山市民病院（現在は廃院）の前身である桃山避病院が開設され、100年を優に超える歴史があります。これまで患者ニーズの多様化、社会における病院の役割などそれぞれの時代環境に応じて変化しながら、救急医療、小児・周産期医療、結核・感染症医療、精神医療、災害医療など、市民の皆様に必要な医療を提供してまいりました。

現在は大阪市内で最大規模の「総合医療センター」、大阪市内淀川以北で唯一の公的病院である「十三市民病院」、及び住吉市民病院（現在は廃院）の跡地で「住之江診療所」の2つの病院と1つの診療所を運営しています。

総合医療センターは、「地域医療支援病院」のみならず、大阪府下17か所の「地域がん診療連携拠点病院」、全国15か所の「小児がん拠点病院」、府下14か所の「がんゲノム医療連携病院」、市内6か所の「三次救急医療機関」、府内3か所の「小児救命救急センター」、市内2か所の「総合周産期母子医療センター」、市内3か所の「小児中核病院」にそれぞれ指定されており、さらに市内唯一の「感染症指定医療機関」でもあります。国内2番目、西日本初の「AYA世代専用病棟」や緩和ケア病棟、精神科病棟も有しています。

十三市民病院は、大阪が結核の多発地域であるにも関わらず、近年周辺の公私の医療機関が結核病床を廃止・縮小している中で、市内唯一の結核病床を有しています。結核を中心とした感染症医療、小児・周産期医療、救急医療に力を注いでいます。また、大阪府指定のがん診療拠点病院にも指定されており、がん治療にも重点を置いています。

住之江診療所は、住吉市民病院跡地に大阪市が整備し、公立大学法人大阪が運営予定の新病院が開設するまでの間、暫定的に地域に不足する小児・周産期の一次医療を提供しています。

今般の新型コロナウイルス感染症の診療では、令和5年5月に感染症法上の位置付けが5類に移行されましたが、総合医療センター、十三市民病院ともに多くの患者の治療を行ってまいりました。都会の中の公立病院の役割を十分に果たせたと考えております。これからも、公立病院でなければ担えない機能の強化を図りながら、高度専門医療の充実にもさらに突き進み、地域に望まれる、地域に不可欠な病院であり続けたいと考えております。

もちろん、経営の安定なしには良質な医療の提供は行えませんので、独立行政法人化したメリットを最大限に生かしながら、経営基盤の強化に努めてまいります。

これからも公立病院として市民の皆様健康と医療を守る「最後の砦」として、「安全、安心、納得の医療」を皆様に提供し、皆様の信頼にお応えできるよう、職員一丸となって取り組んでまいります。

地方独立行政法人大阪市民病院機構
理事長 西口 幸雄

2 目的及び業務内容

(1) 法人の目的（地方独立行政法人大阪市民病院機構定款第1条）

地方独立行政法人大阪市民病院機構は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに医療に従事する者の育成等の業務を行うとともに、地域の医療機関との役割分担と連携のもと、大阪市の医療施策として求められる救急医療及び高度医療等を提供し、医療水準の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的としています。

(2) 業務内容（地方独立行政法人大阪市民病院機構定款第18条）

当法人は、地方独立行政法人大阪市民病院機構定款第1条の目的を達成するため、以下の業務を行います。

- ① 医療を提供すること
- ② 医療に関する調査及び研究を行うこと
- ③ 医療に従事する者の育成を行うこと
- ④ ①から③に掲げる業務に附帯する業務を行うこと

3 法人の位置づけ及び役割

当機構は、平成26年10月に設立されました。大阪市立総合医療センター（大阪市都島区）、大阪市立十三市民病院（大阪市淀川区）、大阪市立住之江診療所（大阪市住之江区）の3つの医療施設を運営する法人組織です。

大阪市立総合医療センターでは、5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）への対応、救命救急医療、総合周産期母子医療センターとしての周産期医療、小児医療、総合的がん医療、精神科救急・合併症医療、第一種・第二種感染症指定医療機関としての感染症医療など高度・専門的医療の提供、大阪市立十三市民病院では、結核を含む呼吸器医療、地域の医療ニーズに応え、近隣の医療機関との連携・機能分担を踏まえた内科救急や小児・周産期医療などの急性期医療の提供を担っており、両病院において、これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修を実施しております。大阪市立住之江診療所では、大阪市立住吉市民病院廃止後の同地域における小児・周産期に係る一次医療の提供を行っております。

地域の医療機関との役割分担と連携を図りながら、公立病院として市民の皆様の健康と医療を守る「最後の砦」としての自覚を持ち、「安心、安全、納得の医療」の提供、それを支える人材の育成に職員一丸となって取り組んでまいります。

4 中期目標の概要

(1) 概要（第2期中期目標（平成31年4月～令和6年3月））

大阪市民病院機構は、大阪市の医療施策として求められる医療を第1期中期目標期間に引き続き提供するとともに、市域における医療水準の向上を図り、市民の健康の維持及び増進に寄与するため、2病院、1診療所を運営しています。

地域医療構想を踏まえ、保健医療行政を担当する市の機関と密接に連携・協力しながら、病院等の特性に応じて市の医療施策の実施機関としての役割を果たすこと

に加えて、法令改正や医療施策の動向などを踏まえ、医療需要の質的・量的変化や新たな医療課題に適切に対応できるよう、医療機能の充実を図ることが求められています。

こうした政策目的の実現のため、大阪市民病院機構では、引き続き他の設置主体では必ずしも実施されない恐れのあるセーフティーネット分野の医療や、災害等の危機管理に際して求められる医療などを着実に実施しつつ、今後も、地域包括ケアシステムの構築及び地域医療構想の実現に向け、地域における医療機能の分化及び連携をさらに進め、地域の医療需要の変化への対応や、拡大する介護・福祉ニーズに対応するための在宅医療との連携等により地域医療に一層貢献し、本市の医療政策の実施や医療水準の向上に寄与することを求められています。また、これからの医療サービスの向上に向けたテクノロジーの実用化推進やデータヘルス改革、タスク・シフティングを担う人材育成など我が国の課題解決に資する取り組みも求められています。大阪市長の定める中期目標において、それらの事項が記載されています。

詳細につきましては、第2期中期目標（※1）をご覧ください。

(2) 一定の事業等のまとめりとごとの目標

中期目標における一定の事業等のまとめりとごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。具体的な区分名は、以下のとおりです。

一定の事業等のまとめり	セグメント情報
I 総合医療センター	診療事業、臨床研究事業、教育研修事業
II 十三市民病院	診療事業、臨床研究事業、教育研修事業
III 住之江診療所	診療事業
IV その他	その他（大阪府市共同住吉母子医療センター）

5 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略

(1) 基本理念及び基本方針

【大阪市民病院機構の基本理念】

広く市民に信頼され、人間味あふれる温かな医療を提供する病院をめざします

【大阪市民病院機構の基本方針】

- ① 患者さんの健康に生きる権利と人間としての尊厳を尊重します
- ② より安心して信頼できる良質な高度専門医療を提供するとともに、医療水準の向上へ貢献します
- ③ 大阪市の中核病院として、地域医療機関との適切な役割分担のもとに連携を強化します
- ④ 医療を支える優れた人材を育成します
- ⑤ 職員が意欲的に働くことのできる、働きがいのある職場環境を作ります
- ⑥ 継続して良質な医療を提供できるよう、健全な経営基盤の確立に努めます

(2) 運営方針

第2期中期計画期間（平成31年4月1日から令和6年3月31日まで）では、第1

期中期計画期間に整備した経営基盤を土台に各病院の理念に基づいた医療の提供を推進し、診療機能のより一層の充実・強化に取り組むとともに、安心、安全、納得の質の高い医療を提供することで、市民の信頼に引き続き応えていきます。また、令和6年（2024年）より適用となる医師の時間外労働の上限規制をはじめとした働き方改革への取組、新興感染症対策を含んだ第8次大阪府医療計画及び地域医療構想を踏まえた医療提供体制への対応に向けた取組を推進します。また、これらに的確に対応するための施設の老朽化対策や償還負担に備えるため経営改善に取り組んでいきます。

6 中期計画及び年度計画の概要

中期目標を達成するための中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。中期計画と当事業年度に係る年度計画との関係は以下のとおりです。

詳細につきましては、第2期中期計画（※2）及び令和5年度年度計画（※3）をご覧ください。

（注）「○」は目標指標を、「●」は参考指標を表しています。

第2期中期計画	令和5年度年度計画
第2 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1 求められる医療の提供	
地域医療機関との連携及び役割分担のうち、5疾病（がん・脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患・糖尿病・精神疾患）・4事業（救急医療・災害医療・周産期医療・小児医療）を含めた以下に記載する医療を重点的に担い、求められる医療機能の充実を一層進める。	他の医療機関との連携及び役割分担のうち、5疾病（がん・脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患・糖尿病・精神疾患）・4事業（救急医療・災害医療・周産期医療・小児医療）を含めた以下に記載する医療を重点的に担い、求められる医療機能の充実を一層進める。 新型コロナウイルス感染症患者の受入については、5類への移行後も府・市からの要請や流行状況に応じた医療提供体制の確保に努め、適切に対応する。
（1）救急医療（総合医療センター）	
大阪市内に6か所ある救命救急センターとして、三次救急医療を提供しており、救急隊や地域医療機関から緊急診療要請のある重症患者の受入に対応できるよう医療機能の充実を図る。	○ 救急車搬送件数 ○ 三次救急取扱件数 ● 小児救急取扱件数
（2）周産期医療（総合医療センター）	
総合周産期母子医療センターとして、合併症妊娠、重症妊産婦などリスクの高い妊婦や1,000g未満の超低出生体重児、先天性疾患のある新生児への対応などの高度な周産期医療を提供する。	○ OGCS取扱件数 ○ NMC S取扱件数 ● 1,000g未満の超低出生体重児対応件数

<p>OGCS（産婦人科診療相互援助システム）及びNMCS（新生児診療相互援助システム）の基幹病院として、周産期緊急医療体制の確保に取り組む。</p>	
<p>（３）小児医療（総合医療センター）</p>	
<p>全国15病院の1つとして小児がん拠点病院の指定を受けており、広域で小児がん診療の中心的な役割を担っていく。</p> <p>総合病院としての強みを活かし、小児期からの移行が課題とされているAYA世代（思春期、若年成人期）に対し支援を行うとともに、高度な専門医療提供をリードしていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小児がん登録件数 ● AYA世代病棟入院患者数
<p>（４）がん医療（総合医療センター）</p>	
<p>地域がん診療連携拠点病院の指定を受けており、手術・放射線治療及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療を提供する。</p> <p>がんゲノム医療連携病院として指定を受けており、遺伝情報から個々の患者に最適な治療法を選択するがんゲノム医療を提供する。</p> <p>多くの苦痛を抱えるがん患者に対し緩和医療を提供するとともに、がんを抱えながら生活していくための、がん医療に関する情報発信、セカンドオピニオン（患者やその家族が、治療法等の判断にあたって、主治医とは別の専門医の意見を聞くこと）、就労支援などがん患者の相談・支援の充実に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ がん入院患者数 ○ がん登録件数 ○ 放射線治療件数 ○ 外来化学療法件数
<p>（５）その他の医療（総合医療センター）</p>	
<p>大阪市内のほとんどの救急告示病院が精神科を有していないため、精神疾患と身体疾患を併せ持つ患者への対応について、現在の救急医療体制では困難とされているなか、精神科を持つ総合病院の特性を活かし、精神科救急・合併症医療を提供する。</p> <p>第一種感染症病床1床を大阪市内では唯一有しており、感染力や罹患した場合の重篤性の高い一類・二類感染症をはじめ、新興感染症等への対応を迅速に行うため、府・市の関係機関との連携を図</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神科身体合併症受入件数 ○ 低侵襲治療実施件数（ダヴィンチ） ○ 低侵襲治療実施件数（TAVI） ● 手術件数

<p>り、集団発生等に円滑に対応する。</p> <p>ロボット・内視鏡下手術などの更なる低侵襲治療など、高度で質の高い医療を提供する。</p>	
<p>(6) 結核医療（十三市民病院）</p>	
<p>全国の中でも結核の罹患率が高い状態が続いている大阪市内において結核医療を提供する。また、高齢者や免疫低下者等に多い合併症にも対応する。</p>	<p>※令和5年3月現在、結核病棟休止中</p>
<p>(7) その他の医療（十三市民病院）</p>	
<p>地域の医療機関と連携を更に進め、地域の医療ニーズに対応した急性期医療を提供するとともに、内科系二次救急医療機関として、救急隊や地域の医療機関からの緊急診療要請に対応する。</p>	<p>※令和5年3月現在、救急診療休止中</p> <p>○ 地域医療機関からの緊急診療要請対応件数</p>
<p>(8) その他の医療（住之江診療所）</p>	
<p>住吉市民病院廃止後、小児・周産期における一次医療に対応するため、暫定的に住之江診療所を設けて、地域医療の確保に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 外来延患者数 ● うち小児科延患者数 ● うち産婦人科患者数
<p>(9) 災害時の対応</p>	
<p>災害発生時には、災害拠点病院に指定されている総合医療センターを中心とし、市町村災害医療センターに指定されている十三市民病院と連携して迅速に対応するとともに、医師・看護師・救急救命士などで構成されるDMAT（災害派遣医療チーム）を現地に派遣するなど求められる医療機能を発揮する。</p> <p>災害発生時に迅速かつ的確に対応するため、医薬品など医療物資や水、食料の備蓄及び諸設備の維持管理を行うとともに、定期的に防災訓練や災害医療訓練を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災訓練等の実施回数
<p>(10) 研究機能の強化</p>	
<p>各病院の特長を活かしながら、保険診療では不可能な治療に対しても、先進医療制度や厚生労働省、文部科学省の科学研究費助成制度を利用し、臨床研究や臨床試験を進める。また、実地医療に還元できる遺伝子診断研究にも取り組む。</p> <p>医師自らが実施する「医師主導治験」をはじめ積極的に治験に取り組み、新薬の開発等に貢献する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨床研究（新規）実施件数 ○ 企業治験実施件数 ○ 医師主導治験実施件数

<p>厚生労働省認定の倫理審査委員会である「臨床研究倫理委員会」を中心に、臨床研究法（平成29年法律第16号）及びGCP省令（医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号））に定められた実施基準を遵守しながら、質の高い研究活動の推進を図る。</p>	
<p>2 信頼される温かな医療の実践</p>	
<p>医療安全対策等の徹底、医療の標準化及びチーム医療体制の構築により、より安全で効率的な医療を提供する。また、患者・家族の考えを理解したうえで、患者にとって最適な医療を納得して選択できるように意思決定を支援しながら、臨床倫理課題に関しても職員で共有を図っていく。さらに患者ニーズに対応し、患者満足度の向上を図ることで、患者のこころに寄り添い、そして応える、温かな医療を実践する。</p>	<p>医療安全対策等の徹底、医療の標準化及びチーム医療体制の構築により、より安全で効率的な医療を提供する。また、患者・家族の考えを理解したうえで、患者にとって最適な医療を納得して選択できるように意思決定を支援しながら、臨床倫理課題に関しても職員で共有を図っていく。さらに患者ニーズに対応し、患者満足度の向上を図ることで、患者のこころに寄り添い、そして応える、温かな医療を実践する。</p>
<p>(1) 医療安全対策等の徹底</p>	
<p>安心で信頼できる医療を実践するため、インシデント報告システムを活用し、医療事故の発生予防と再発防止に取り組むとともに、複数の医療職で構成する感染管理制御チームの定期的な院内ラウンドによる院内感染予防策を実施するなど、医療安全対策等を徹底する。</p>	<p>○ インシデントレポート報告件数</p>
<p>(2) 医療の標準化</p>	
<p>より安全で効率的な医療を実践するため、クリニカルパス（患者状態と診療行為の目標及び評価・記録を含む標準診療計画）の作成、適用及び見直しを推進するなど、医療の標準化に取り組む。</p>	<p>○ クリニカルパス適用率</p>
<p>(3) チーム医療の実践及び専門性の発揮</p>	
<p>高齢化社会のもと、高度複雑化する疾患にも対応し、各専門職の高い専門性をより発揮するため、医師、看護師等の連携によるチーム医療を一層推進し、QOL（患者の生活の質）の向上を図る。</p>	<p>○ 医療チーム数 ○ 薬剤管理指導件数（患者数） ○ 栄養食事指導件数（入院・外来） ○ CT検査件数 ○ 超音波検査件数（心臓） ○ リハビリテーション実施件数（単位数） ○ 高度医療機器対応件数（総合医療センター） ○ 医療機器定期点検実施件数（十三市</p>

	民病院)
(4) 意思決定支援	
<p>インフォームド・コンセント（正しい情報を伝えた上での医療従事者と患者の合意）の理念に基づき、患者・家族の考えを理解したうえで、患者にとって最適な医療を納得して選択できるよう、意思決定の支援を行う。</p> <p>患者等が主治医以外の専門医の意見及びアドバイスを求めた場合に適切に対応できるよう、セカンドオピニオンや相談支援の充実に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● セカンドオピニオン相談件数
(5) 医療倫理観の向上	
<p>医療倫理観の向上を図るため、患者の権利や日々の診療における臨床倫理の課題に対し、医療倫理に関する委員会においてチェックするとともに、カンファレンスや研修を実施し職員に浸透させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 倫理カンファレンス等開催回数
(6) 患者満足度の向上	
<p>患者満足度調査や院内に設置している患者からの意見箱などを通じ、患者ニーズをより具体的に把握して改善策を講じるとともに、ボランティアとも連携し、患者の視点に沿った患者サービスの向上を図る。</p> <p>患者に安心、安全、納得の最適な医療を提供し、信頼に応えていくことはもとより、患者及び来院者により快適な環境を提供するため、総合的な待ち時間対策や院内環境等の快適性向上に引き続き努める。</p> <p>職員の行動、言動や身だしなみが患者満足度に直結することを意識して、接遇の向上に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者満足度調査結果（入院） ○ 患者満足度調査結果（外来）
3 地域医療連携の強化及び地域への貢献	
<p>地域医療連携の強化や市民への保健医療情報の提供・発信などに努め、市民に信頼され、地域に貢献する病院をめざす。</p>	<p>地域医療連携の強化や市民への保健医療情報の提供・発信などに努め、市民に信頼され、地域に貢献する病院をめざす。</p>
(1) 地域医療機関との連携	
<p>地域医療支援病院である総合医療センターをはじめ、十三市民病院においても、地域医療機関との紹介・逆紹介を進めるとともに、地域の医療従事者の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 紹介率 ○ 逆紹介率

<p>や高度医療機器の共同利用の促進等、地域医療機関との連携に努める。</p>	
<p>(2) 全世代を対象とする地域包括ケアシステム</p>	
<p>国が推進する地域包括ケアシステムの中で高度急性期又は急性期を担う病院としての役割を果たすため、高齢者に限定せず全世代を対象に医療機関、訪問看護施設及び介護サービス施設などと多施設多職種で連携を進める。</p> <p>患者が退院から在宅へ円滑に移行できるように、入院前又は入院初期から積極的に支援を行う。</p>	<p>○ PFM取扱件数</p>
<p>(3) 市民への保健医療情報の提供・発信</p>	
<p>市民公開講座等を定期的で開催するとともに、ホームページによる情報発信を積極的に行うなど、様々な方法で市民への保健医療に関する情報の提供や発信を進める。</p>	<p>● 市民対象の公開講座開催件数</p>
<p>4 優れた医療人の育成・確保</p>	
<p>教育研修機能の充実やキャリア開発支援など人材育成に努め、医療機能の維持向上を図る。特に医師については、基幹型臨床研修指定病院である総合医療センターを中心として幅広い診療能力が習得できる研修プログラムを実施し、将来を担う若手医師を育成する。</p> <p>職員のライフスタイルやライフステージに応じた勤務制度や多様な雇用形態を整備・改善し、長時間労働の軽減に努めるなど、風通しがよく職員が誇りとやりがいを実感できる魅力ある職場づくりを進めるとともに、優秀な医療人材の確保に向け採用活動の促進に取り組む。</p>	<p>● 初期臨床研修医競争倍率</p> <p>● 看護職離職率</p>
<p>第3 業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>	
<p>1 自律性・機動性・透明性の高い組織体制の確立</p>	
<p>地方独立行政法人制度のメリットである自律性・機動性を活かし、理事長のリーダーシップのもと、医療や病院経営をめぐる環境変化に対し、必要に応じて診療科などの組織の変更や再編、柔軟な職員配置などを行い、診療報酬改定や患者動向に迅速かつ柔軟に対応する。</p> <p>公的使命を適切に果たし、市民からの</p>	<p>理事長のリーダーシップのもと、医療や病院経営をめぐる環境変化に対し、必要に応じて診療科などの組織の変更や再編、柔軟な職員配置などを行い、診療報酬改定や患者動向に迅速かつ柔軟に対応する。</p> <p>公的使命を適切に果たし、市民からの信頼を確保するため、医療法をはじめと</p>

<p>信頼を確保するため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに関係規程を整備し、適切な運用を図る。</p> <p>業務執行におけるコンプライアンスを徹底するため、職場研修を定期的開催するなど、意識啓発のための取組を継続的に実施する。</p>	<p>する関係法令を遵守するとともに関係規程を整備し、適切な運用を図る。</p> <p>業務執行におけるコンプライアンスを徹底するため、職場研修を定期的開催するなど、意識啓発のための取組を継続的に実施する。</p> <p>業務の適正かつ能率的な執行を図るため監査等を実施するとともに、監事及び会計監査人など第三者による評価を実施する。</p>
<p>2 経営基盤の安定化</p>	
<p>中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標の達成に向け、月次で経営状況を把握し、適切に改善策を実行するなど、効率的な病院経営を行うとともに、求められる医療の提供や地域医療機関との連携を強化するなかで患者の確保に努め、経営基盤の安定化を図る。</p>	<p>中期計画及び年度計画に掲げる組織目標の着実な達成に向けて、月次の実績報告や月次決算を踏まえた経営分析等により課題を把握し、適切に改善策を実行するなど、効率的・機動的な運営を行う。</p> <p>5類への移行後も新型コロナウイルス感染症患者への対応を継続しながら、市民病院に求められる政策医療をはじめとする医療の提供や地域医療機関との連携強化による患者の確保に努め、経営基盤の安定化に取り組む。</p>
<p>(1) 収入の確保</p>	
<p>診療報酬改定への迅速な対応により、増収のための体制の充実及び適正化を図り、継続的に安定した収入を確保する。また、請求もれや査定減の防止対策にも取り組む。</p> <p>患者負担分に係る未収金の滞納発生未然防止に努めるとともに、発生した未収金については早期回収に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新入院患者数 ○ 入院診療単価 ○ 外来診療単価 ○ 平均在院日数 ○ 病床稼働率 ● 患者負担金徴収率
<p>(2) 給与費比率の改善</p>	
<p>医療の質の向上や医療安全の確保、患者へのサービス向上などに十分配慮したうえで、職員の適正配置を行い、給与費の適正化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 給与費比率 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給与費比率
<p>(3) 材料費比率の改善</p>	
<p>価格交渉、病院等を一元的に管理するSPD（院内物流管理システム）の活用、同種同効品の標準化の推進及び後発医薬品の採用拡大などにより、材料費の適正化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 材料費比率 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 材料費比率 ● 後発医薬品採用率（数量ベース）

(4) 経費比率の改善					
複数年契約や複合契約、競争的契約候補者決定法等の多様な契約手法の活用などにより、経費の節減に努める。 ○ 経費比率	○ 経費比率				
(5) 医業収支比率等の改善					
経営改善に取り組み、医業収支比率、経常収支比率、自己資本比率の改善に努める。 ○ 医業収支比率 ○ 経常収支比率 ○ 自己資本比率	○ 医業収支比率 ○ 経常収支比率 ○ 自己資本比率				
第4 予算（人件費の見積り含む。）、収支計画及び資金計画					
第5 短期借入金の限度額					
限度額10,000 百万円	限度額10,000 百万円				
第6 出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画					
平成30年3月末の閉院に伴い不要財産となることが見込まれるもと住吉市民病院の土地及び建物について、地方独立行政法人法第42条の2第1項の規定により、当該目標期間中に市に現物納付するものとする。	なし				
第7 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画					
なし	なし				
第8 剰余金の使途					
決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・修繕、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実等に充てる。	決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・修繕、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実等に充てる。				
第9 料金に関する事項					
第10 地方独立行政法人大阪市民病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則（平成26年大阪市規則第192号）で定める業務運営に関する事項					
1 その他法人の業務運営に関し必要な事項					
(1) 施設及び設備に関する計画					
施設及び設備の内容	予定額	財源	施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	総額27,184 百万円	大阪市 長期借入金等	病院施設、医療機器等整備	総額5,733 百万円	目的積立 金等
(2) 人事に関する計画					
良質な医療サービスを継続的に提供するため、専門知識等を有する優れた職員を確保し、医療需要の質の変化や患者動向等に迅速に対応できるよう効果的な人員配置に努める。	良質な医療サービスを継続的に提供するため、専門知識等を有する優れた職員を確保し、医療需要の質の変化や患者動向等に迅速に対応できるよう効果的な人員配置に努める。				

7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

大阪市民病院機構は、中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、地方独立行政法人大阪市民病院機構定款第1条の目的を有効かつ効率的に果たすため、内部統制に関する基本方針を定めています。

また、役員（監事を除く。）の職務の執行が地方独立行政法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めております。

詳細につきましては、業務方法書（※4）をご覧ください。

(2) 役員等の状況

① 役員等の状況

(令和6年3月1日現在)

役職名	氏名	任期	備考
理事長	西口 幸雄	自 令和4年4月1日 至 令和8年3月31日	総合医療センター病院長
副理事長	山口 浩明	自 令和4年4月1日 至 令和8年3月31日	元大阪市局長
理事	市場 博幸	自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日	総合医療センター副院長
理事	倉井 修	自 令和4年4月1日 至 令和6年3月31日	十三市民病院長
理事	金 太章	自 令和4年4月1日 至 令和6年3月31日	住之江診療所長
理事	中村 博亮	自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日	大阪公立大学医学部附属病院長
理事	手代木 功	自 令和4年4月1日 至 令和6年3月31日	塩野義製薬株式会社代表取締役社長
理事	山本 時彦	自 令和4年4月1日 至 令和6年3月31日	大阪府病院協会副会長
監事	田辺 彰子	自 令和4年10月1日 至 令和7年度財務諸表承認日	公認会計士
監事	本多 重夫	自 令和4年10月1日 至 令和7年度財務諸表承認日	弁護士

② 会計監査人の名称及び報酬

会計監査人はEY 新日本有限責任監査法人であり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属するものに対する当事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬の額は13.5百万円であり、非監査業務に基づく報酬はありません。

(3) 職員の状況

常勤職員数 2,290人 (令和6年3月1日現在)

(4) 重要な施設等の整備等の状況

なし

(5) 純資産の状況

① 純資産の状況

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
設立団体出資金	96	0	0	96
資本剰余金	2,205	1,231	0	3,436
利益剰余金	26,321	1,967	1,231	27,057
純資産合計	28,622	3,198	1,231	30,589

※ 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しています。

② 目的積立金の状況

目的積立金取崩額である12.3億円は、病院施設の整備・修繕、医療機器の購入に充てるため取崩したものである。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

(単位:百万円)

区分	金額	構成比率(%)
収入		
運営費負担金	7,796	14.3%
長期借入金	0	0.0%
業務収入	46,381	84.8%
その他収入	514	0.9%
合計	54,691	100.0%

※ 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しています。

② 自己収入に関する説明

大阪市民病院機構における自己収入として、業務収入があります。

収入全体の8割強を占める業務収入の内訳としては、医業収益や補助金等収益、寄付金収益などがあります。令和5年度についても、新型コロナウイルス感染症への対応として、感染患者の受入のための病床確保や感染防止対策等のために国等から補助金が交付されております。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

「環境配慮契約法」及び「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出

の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、可能な範囲で温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結の推進を図っております。また、環境配慮の基本方針として、省エネルギーの推進、省資源化の推進、資源リサイクルの推進、廃棄物の適正管理・減量化の推進に努め、環境負荷の低減に取り組んでおります。

その他、仕事と育児・介護の両立や、障がい者雇用の促進、障害者就労施設等からの物品等の調達推進に取り組むとともに、各病院において地域のニーズに合わせた医療情報の発信等を目的に医療従事者を対象とした研修や住民を対象とした市民公開講座を実施する等、社会貢献活動を推進しています。

8 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策

(1) リスク管理の状況

大阪市民病院機構では「業務方法書」に基づき、法人の業務実施の障害となる要因の識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を図るリスク管理に取り組んでいます。

リスク管理体制として、病院・診療所に内部統制推進責任者（病院長、所長）を置き、内部統制担当役員（副理事長）により法人のリスク管理を統括しています。また、市民病院で発生する医療事故について、病院間の情報共有を行い、医療事故防止に向けた調査・指導を行う「市民病院機構医療安全管理連絡会」を設置するとともに、病院にインシデント・アクシデントの分析・対策・実施・検証を行う「リスクマネジメント委員会」を設置しています。その他、業務部門から独立した内部監査部門による内部監査の実施及び内部通報制度の活用等、内部統制システムの確立を進めています。

リスクへの適切な対応を可能とする必要な要綱等を整備し、業務部門ごとの業務フローの認識及び明確化を図るとともに、定期的に業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析を行い、再発防止に向けた対策を講じることで、リスク管理を推進しています。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

大阪市民病院機構は、2市民病院、1診療所を運営し、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに医療に従事する者の育成等の業務を行うことにより、法人の目的（地方独立行政法人大阪市民病院機構定款第1条）を達成します。このため、大阪市民病院機構におけるリスクは、この法人の目的を阻害する要因である、①業務の有効性及び効率性に関するリスク、②事業活動に関わる法令等の遵守に関するリスク、③資産の保全に関するリスク、④財務報告等の信頼性に関するリスクと定めています。

これらのリスクを各関係項目に区分し、法人内共通のリスク事象として評価しています。

9 業務の適正な評価に資する情報

(1) 診療事業

大阪市民病院機構は、大阪市の医療施策として求められる救急医療及び高度医療等を提供し、医療水準の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与するため、医療提供体制の充実を図っています。5疾病（がん・脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患・糖尿病・精神疾患）・4事業（救急医療・災害医療・周産期医療・小児医療）に対応する専門医療や、結核を含む感染症医療など、民間では体制の整備や経験、又は不採算とされることから対応が困難な分野についても、積極的に取り組んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症の対応においては、理事長のリーダーシップのもと、法人全体で関係機関との調整を行い、公的医療機関として感染者数の変化に柔軟に対応し、通常の医療機能との両立を確保しながら最前線で医療の提供に取り組んできました。

（2）臨床研究事業

大阪市民病院機構の臨床研究事業は、国等の公的資金を活用して実施する臨床研究事業と企業等と合同で実施する治験事業があります。臨床研究は「人を対象とする医学的研究に関する倫理指針」及び「臨床研究法」、治験は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」及び「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（GCP）」を遵守して実施しています。

臨床研究では、厚生労働省、文部科学省の科学研究費助成制度などを利用し、革新的がん医療実用化や難治性疾患等実用化に向けての多施設共同研究を実施しました。

また、遺伝子診療部に経験豊富な臨床遺伝専門医と最新の遺伝子解析機器を保有する充実した検査部門を備え、院内臨床各科の遺伝子診療のニーズに応じており、病院全体の診療レベルの向上に寄与しているほか、院外からの遺伝子疾患の診療・カウンセリング依頼にも対応しています。

（3）教育研修事業

① 教育理念と基本方針

教育研修センターでは、市民病院機構の基本理念・基本方針に基づき、組織全体の目線で人材育成を推進し、組織の活性化・チーム医療の向上に向け取り組んでいます。

【市民病院が求める人物像（3つのC）について】

<チャレンジ (Challenge) >

常に問題意識を持ち、変化をおそれずに目標に向かって行動できる人

<コミュニケーション (Communication) >

病院で働くすべての職員と協力し、課題解決にあたることができる人

<クリエイティブ (Creative) >

既存の方法・慣習にとらわれることなく、自由な発想で仕事ができる人

【教育研修センター基本理念】

医療全般にわたる知識・技術を身につけ、人間味あふれる温かな医療を実践するにふさわしい医療人の育成を目指します。

【基本方針】

1. 標準的な考え方、技術を修得した職員の育成
2. 高い志、専門性を有した職員の育成
3. 良き社会人たる職員の育成
4. 患者に対する思いやりにあふれた職員の育成
5. 同僚と知識を共有し、後進の指導に熱意を持った職員の育成
6. 他職種に従事する職員を尊敬し、協力、協働を尊重する職員の育成
7. 自身のキャリアを主体的に捉え、仕事を通して自己実現ができる職員の育成
8. 既存の方法に捉われず、創造的に問題解決に取り組むことができる職員の育成

② 質の高い医師を育てるための研修

初期臨床研修から初期臨床研修終了後の医師を対象とした専門研修では、総合医療センターが13の基本領域の基幹施設として認定を受けているほか、残りの領域においても連携施設となっており、大学病院や地域の病院とも協力して専門医の育成に積極的に取り組んでいます。

③ 質の高い看護師等の育成

組織の目標を踏まえ、個人が看護職としてキャリア開発できるように、各レベルの到達段階に連動した教育プログラムを構築し、組織として支援しています。

また、薬剤師や医療技術職員に対しては、急性期及び高度専門医療における業務に必要な知識と基本的技術の習得を目指し、当院独自の研修プログラムを整備しており、高度医療やチーム医療に対応できる実践力を持った専門職の育成を図っています。

10 業務の成果及び当該業務に要した資源

(1) 令和5年度の業務実績とその自己評価

各業務の具体的な取り組み結果と行政コストとの関係の概要については、次のとおりです。

詳細につきましては、令和5年度業務実績報告書（※5）をご覧ください。

(単位：百万円)

大項目	自己評価	行政コスト
市民に提供するサービスその他の業務の質の向上	A	52,724
業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善	A	

(2) 当中期目標期間における過年度の総合評定の状況

区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
市民に提供するサービス その他の業務の質の向上	A	A	A	B	—
業務運営の改善及び効率化 並びに財務内容の改善	A	A	A	A	—

(注) 評価区分

S : 特筆すべき進捗状況

A : 計画どおり

B : おおむね計画どおり

C : 計画を十分に実施できていない

D : 重大な改善事項あり

1.1 予算及び決算の概要

(単位:百万円)

区分	予算額	決算額	差額理由
収入			
営業収益	49,238	51,785	
医業収益	43,166	44,783	①
運営費負担金	5,805	5,759	
その他営業収益	267	1,242	②
営業外収益	626	823	
運営費負担金	281	281	
その他営業外収益	345	541	
資本収入	1,754	1,761	
運営費負担金	1,754	1,755	
長期借入金	0	0	
その他資本収入	0	5	
計	51,618	54,368	
支出			
営業費用	48,464	47,329	
医業費用	48,319	47,196	
給与費	23,970	23,442	③
材料費	15,515	15,962	④
経費	8,538	7,552	⑤
研究費	134	117	
研修費	162	122	
一般管理費	145	134	
営業外費用	427	446	
資本支出	9,468	7,867	
建設改良費	5,733	4,133	⑥
償還金	3,735	3,735	
その他資本支出	0	0	
計	58,359	55,642	

※ 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しています。

予算額と決算額の差額の説明

- ① 患者数の増により医業収益が増加したこと等による
 - ② 補助金等収入が計画より増加したこと等による
 - ③ 人件費支出が計画より減少したこと等による
 - ④ 医業収益の増加により材料費支出が増加したこと等による
 - ⑤ 光熱水費や人材派遣が計画より減少したこと等による
 - ⑥ 整備費の年度内の支払額が計画より減少したことによる
- 詳細につきましては、決算報告書（※6）をご覧ください。

12 財務諸表の要約

それぞれの詳細につきましては、財務諸表（※7）をご覧ください。

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
固定資産	49,736	固定負債	38,716
有形固定資産	49,070	資産見返負債	4,442
無形固定資産	665	長期借入金	15,160
流動資産	35,921	移行前地方債償還債務	6,630
現金及び預金	26,778	引当金	12,364
医業未収金	8,227	その他	120
未収金	64	流動負債	16,352
医薬品	331	一年以内返済予定長期借入金	5,858
診療材料	503	一年以内返済予定移行前地方債償還債務	1,225
その他	20	医業未払金	5,041
		未払金	2,220
		引当金	1,168
		その他	840
		負債合計	55,068
		純資産の部	金額
		資本金	96
		資本剰余金	3,436
		利益剰余金	27,057
		純資産合計	30,589
資産合計	85,657	負債純資産合計	85,657

※ 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しています。

(2) 行政コスト計算書

(単位:百万円)

科目	金額
損益計算書上の費用	52,724
経常費用	52,644
臨時損失	80
その他行政コスト	0
行政コスト合計	52,724

※ 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しています。

(3) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
営業収益	53,855
医業収益	44,690
運営費負担金収益	7,474
補助金等収益	1,130
その他営業収益	561
営業費用	49,895
医業費用	49,768
一般管理費	127
営業外収益	836
営業外費用	2,749
臨時利益	0
臨時損失	80
当期純利益	1,967

※ 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しています。

(4) 純資産変動計算書

(単位:百万円)

区分	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	96	2,205	26,321	28,622
当期変動額	0	1,231	736	1,967
当期純利益	0	0	1,967	1,967
その他	0	1,231	△ 1,231	0
当期末残高	96	3,436	27,057	30,589

※ 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しています。

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	8,898
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,629
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,735
資金増加額(または減少額)	2,534
資金期首残高	24,243
資金期末残高	26,778

※ 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しています。

1.3 財政状態及び運営状況の理事長による説明

(1) 貸借対照表

[資産]

令和5年度末現在の資産合計は856.6億円と、前年度と比較して10.6億円減(1.2%減)となっています。これは、前年度末と比較して、固定資産の減価償却が進んだことにより7.5億円減(1.5%減)となったことが主な要因です。

[負債]

令和5年度末現在の負債合計は550.7億円と、前年度と比較して30.3億円減(5.2%減)となっています。これは、前年度末と比較して、移行前地方債償還債務(一年以内返済予定移行前地方債償還債務も含む)が37.4億円減(32.2%減)となったことが主な要因です。

[純資産]

純資産は305.9億円と、前年度と比較して19.7億円増(6.9%増)となっています。これは、当期純利益19.7億円を計上したことが主な要因です。

セグメント別総資産の経年比較

(単位:百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合医療センター	60,244	62,798	69,098	69,973	69,999
十三市民病院	7,468	10,713	12,866	14,919	13,944
住之江診療所	127	90	82	72	68
その他	2,945	2,674	2,448	1,755	1,645
合計	70,783	76,276	84,494	86,718	85,657

※ 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しています。

(2) 行政コスト計算書

当事業年度の行政コストは527.2億円です。内訳としては、損益計算書上の費用が527.2億円です。

(3) 損益計算書

[経常収益]

令和5年度の経常収益は546.9億円と、前年度と比較して47.3億円減（8.0%減）となっています。これは、前年度と比較して、補助金等収益が66.7億円減（85.5%減）となったことが主な要因です。

[経常費用]

令和5年度の経常費用は526.4億円と、前年度と比較して8.5億円増（1.6%増）となっています。これは、医業収益の増により材料費が増となったことが主な要因です。

[当期純損益]

令和5年度の当期純利益は19.7億円と、前年度と比較して55.6億円減（前年度は75.2億円の当期純利益）となっています。これは、前年度と比較して経常利益が55.8億円減（前年度は76.3億円の経常利益）となったことが主な要因です。

セグメント別経常損益の経年比較

(単位:百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合医療センター	2,502	6,307	6,945	4,758	2,153
十三市民病院	148	2,603	2,570	2,750	2
住之江診療所	△ 19	△ 3	△ 5	△ 7	1
その他	△ 298	△ 298	△ 198	129	△ 109
合計	2,333	8,608	9,312	7,630	2,047

※ 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しています。

(4) 純資産変動計算書

当事業年度の純資産は、当期純利益が19.7億円計上された結果、305.9億円となりました。

(5) キャッシュ・フロー計算書

[業務活動によるキャッシュ・フロー]

令和5年度の業務活動によるキャッシュ・フローは89.0億円の収入となり、前年度と比較して26.7億円の収入減（23.1%減）となっています。これは、前年度と比較して補助金等収入が44.3億円減（57.8%減）となったことが主な要因です。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

令和5年度の投資活動によるキャッシュ・フローは26.3億円の支出となり、前年度と比較して1.4億円の支出増（5.7%増）となっています。これは、前年度と比較して有形固定資産の取得による支出が0.7億円増（2.8%増）となったことが主な要因です。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

令和5年度の財務活動によるキャッシュ・フローは37.4億円の支出となり、前年度と比較して5.2億円の支出減（12.2%減）となっています。これは前年度と比較して長期借入金の償還による支出が皆減となったことが主な要因です。

キャッシュ・フロー計算書の経年比較

(単位:百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
業務活動によるキャッシュ・フロー	5,823	11,124	13,552	11,572	8,898
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,544	△ 7,119	△ 2,285	△ 2,488	△ 2,629
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,688	△ 291	△ 1,081	△ 4,254	△ 3,735
資金増加額(または減少額)	3,966	3,714	10,187	4,830	2,534
資金期首残高	1,547	5,513	9,227	19,414	24,243
資金期末残高	5,513	9,227	19,414	24,243	26,778

※ 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しています。

1.4 内部統制の運用状況

内部統制の主な実施状況は、次のとおりです。

[内部統制の運用（業務方法書第6条、第10条、第11条、第16条）]

大阪市民病院機構は、役員（監事を除く。）の職務の執行が、地方独立行政法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制の整備等を目的として、内部統制委員会及びリスク管理委員会を整備し、法人内での情報の共有、理事長の法人運営方針及び指示の徹底など、内部統制システムの充実・強化を進めています。

また、「地方独立行政法人大阪市民病院機構内部通報等に関する要綱」に基づき、通報制度を整備・運用するとともに、通報者の保護を図り、通報の受付・調査等必要な対応を実施することで、法令等の違反行為や不正行為の早期発見と是正を図り、法令遵守と健全な職場環境の形成に努めています。

[監事監査・内部監査（業務方法書第14条、第15条）]

監事は、大阪市民病院機構の業務及び会計に関する監査を行います。監査結果報告書を理事長に通知し、監査の結果、改善を要する事項があると認めるときは、報告書に意見を付すことができます。

また、理事長は、大阪市民病院機構の業務が適正かつ効率的に執行されているかを検証し、又は評価させるため、内部監査を担当する部署に命じ内部監査を行わせ、その結果を報告させることとしています。

令和5年度の内部監査は、住居手当の支給確認、郵便切手やタクシーチケットの使用・管理状況、個人情報保護法の法改正対応について実施しました。住居手当については、申請者の提出資料確認、郵便切手等については、各施設への実施監査の実施、個人情報保護法の法改正対応については、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイドに沿って監査を実施しました。

[入札及び契約に関する事項（業務方法書第17条）]

契約事務の公正性・透明性を確保した合理的な調達の促進のため、監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）から構成される「契約監視委員会」を設置し、競争性のない随意契約や競争入札における一者応札の審査等を行っています。

また、契約事務の適切な実施等を目的として、「契約事務審査委員会」を設置しています。

令和5年度においては、契約監視委員会を10月に開催しました。

[予算の適正な配分（業務方法書第18条）]

運営費負担金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び地方独立行政法人法第28条に基づく市長の評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みとして、前年度3月の理事会において期首時点の各事業の予算額を決定しています。

15 法人に関する基礎的な情報

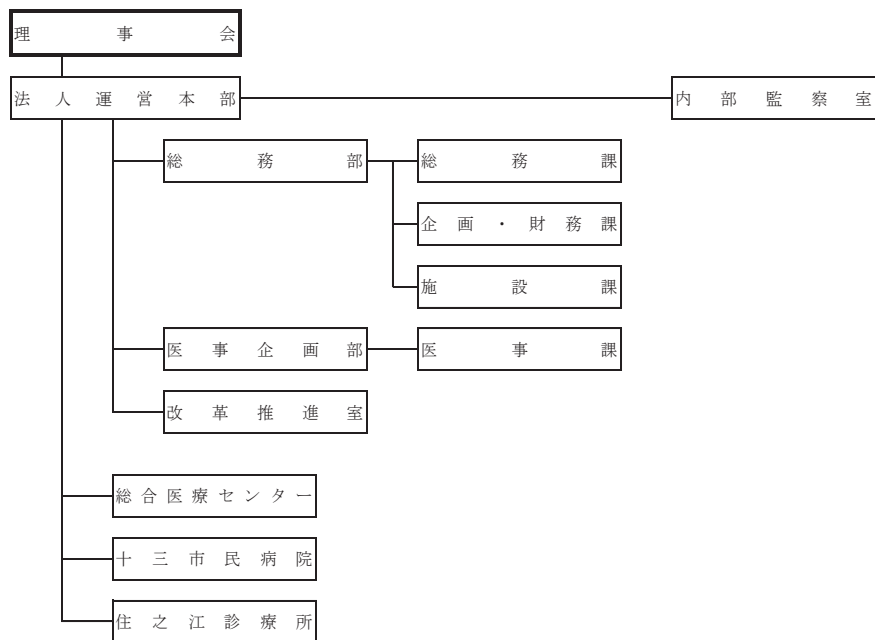
(1) 沿革

平成26年10月 地方独立行政法人として設立

(2) 設立根拠法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）

(3) 組織図（令和5年4月1日）



(4) 所在地

法人運営本部	大阪市都島区都島本通2丁目13番22号
総合医療センター	大阪市都島区都島本通2丁目13番22号
十三市民病院	大阪市淀川区野中北2丁目12番27号
住之江診療所	大阪市住之江区東加賀屋1丁目2番22号

(5) 主要な財務データの経年比較

(単位:百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	52,130	57,541	60,123	59,426	54,691
経常費用	49,797	48,932	50,811	51,795	52,644
当期総利益(または損失)	△ 447	8,547	9,223	7,523	1,967
資産	70,783	76,276	84,494	86,718	85,657
負債	67,453	64,399	63,395	58,096	55,068
利益剰余金(または繰越欠損金)	3,234	11,781	20,671	26,321	27,057
業務活動によるキャッシュ・フロー	5,823	11,124	13,552	11,572	8,898
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,544	△ 7,119	△ 2,285	△ 2,488	△ 2,629
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,688	△ 291	△ 1,081	△ 4,254	△ 3,735
資金期末残高	5,513	9,227	19,414	24,243	26,778

※ 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しています。

(6) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

【予算】

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
営業収益	52,220
医業収益	45,841
運営費負担金	6,178
その他営業収益	201
営業外収益	666
運営費負担金	226
その他営業外収益	440
資本収入	3,777
運営費負担金	746
長期借入金	3,031
その他資本収入	0
その他収入	0
計	56,663
支出	
営業費用	49,855
医業費用	49,726
給与費	24,401
材料費	16,843
経費	8,221
研究研修費	261
一般管理費	129
営業外費用	356
資本支出	12,372
建設改良費	5,289
償還金	7,083
その他資本支出	0
その他支出	0
計	62,583

※ 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しています。

【収支計画】

(単位:百万円)

区分	金額
収入の部	54,071
営業収益	53,405
医業収益	45,841
運営費負担金収益	6,924
資産見返負債戻入	439
その他営業収益	201
営業外収益	666
運営費負担金収益	226
その他営業外収益	440
臨時利益	0
支出の部	55,223
営業費用	52,279
医業費用	52,155
給与費	24,401
材料費	15,312
経費	7,474
研究研修費	237
減価償却費	4,731
一般管理費	124
営業外費用	2,933
臨時損失	11
純損益	▲1,152
目的積立金取崩額	0
総損益	▲1,152

※ 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しています。

【資金計画】

(単位:百万円)

区分	金額
資金収入	78,569
業務活動による収入	52,886
診療業務による収入	45,841
運営費負担金による収入	6,404
その他の業務活動による収入	641
投資活動による収入	746
運営費負担金による収入	746
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	3,031
長期借入れによる収入	3,031
その他の財務活動による収入	0
前事業年度よりの繰越金	21,906
資金支出	78,569
業務活動による支出	50,071
給与費支出	24,473
材料費支出	16,843
その他の業務活動による支出	8,754
投資活動による支出	5,289
有形固定資産の取得による支出	5,289
無形固定資産の取得による支出	0
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	7,224
長期借入金の返済による支出	5,858
移行前地方債償還債務の償還による支出	1,225
その他の財務活動による支出	141
翌事業年度への繰越金	15,985

※ 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しています。

それぞれの詳細につきましては、令和6年度年度計画（※8）をご覧ください。

16 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

(固定資産)

有形固定資産	: 土地、建物、医療機器など
無形固定資産	: ソフトウェア、電話加入権など

(流動資産)

現金及び預金	: 預金、現金
医業未収金	: 医業収益に対する未収金
未収金	: 上記（医業収益）以外にかかる未収金
棚卸資産	: 医薬品、診療材料

(固定負債)

資産見返負債	: 運営費負担金、補助金等、寄付金などの目的又は 使途に従い償却資産取得した場合に計上する負債
長期借入金	: 設立団体からの借入金
移行前地方債償還債務	: 地方独立行政法人移行前の借入金にかかる償還債 務
引当金（退職給付引当金）	: 将来支払われる退職給付に備えて認定される引当 金

(流動負債)

一年以内返済長期借入金	: 一年以内に返済期限が到来する長期借入金
一年以内返済予定移行前地方債償還債務	: 一年以内に返済期限が到来する移行 前地方債償還債務
医業未払金	: 医業費用にかかる未払金
未払金	: 上記（医業費用）以外にかかる未払金
引当金（賞与引当金）	: 支給対象期間に基づき定期に支給する職員賞与に 対する引当金

(純資産)

資本金	: 設立団体による出資金
資本剰余金	: 中期計画であらかじめ定めた「剰余金の使途」に 沿って固定資産を取得した場合の取得額
利益剰余金	: 業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用

損益計算書における経常費用、臨時損失

その他の行政コスト

国又は地方公共団体の財産を無償又は減額された使用料により賃借した場合に
通常負担すべき額として試算した金額

③ 損益計算書

医業収益

医業（入院診療、外来診療等）にかかる収益
運営費負担金収益

- 設立団体からの運営費負担金による収益
- 補助金等収益
 - 国及び地方公共団体からの補助金等による収益
- その他営業収益
 - 寄付金及び資産見返負債戻入にかかる収益など
- 医業費用
 - 医業（入院診療、外来診療等）に要する給与費、材料費、減価償却費、経費、研究費、研修費など
- 一般管理費
 - 法人運営本部にかかる給与費、経費など
- 営業外収益
 - 受託実習料、院内託児料、固定資産賃貸借料にかかる収益など
- 営業外費用
 - 長期借入金等にかかる支払利息、控除対象外消費税など
- 臨時損失
 - 固定資産の除却損

④ 純資産変動計算書

当期末残高

貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー

医業にかかる収入、医業を行うための人件費、医薬品等の材料費購入による支出など

投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の取得による支出など

財務活動によるキャッシュ・フロー

移行前地方債償還債務の返済による支出

17 その他

参照先 URL 一覧

(※1) 第2期中期目標

<https://www.osakacity-hp.or.jp/byouin/kikougaiyou/mokuhyou/>

(※2) 第2期中期計画

<https://www.osakacity-hp.or.jp/byouin/kikougaiyou/tyukeikaku/>

(※3) 令和5年度年度計画

<https://www.osakacity-hp.or.jp/byouin/kikougaiyou/nenkeikaku/>

(※4) 業務方法書

<https://www.osakacity-hp.or.jp/byouin/jyouhou/gyoumu/>

(※5) 令和5年度業務実績報告書

<https://www.osakacity-hp.or.jp/byouin/kikougaiyou/nenkeikaku/>

(※6) 決算報告書

<https://www.osakacity-hp.or.jp/byouin/jyouhou/zaimusyohhyo/>

(※7) 財務諸表

<https://www.osakacity-hp.or.jp/byouin/jyouhou/zaimusyohhyo/>

(※8) 令和6年度年度計画

<https://www.osakacity-hp.or.jp/byouin/kikougaiyou/nenkeikaku/>